

マイナンバー制度のお知らせ



平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります。

マイナンバーは国の行政機関や地方自治体などにおいて、
法令で定められた社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

社会保障関係の手続

◆社会保障分野の手続で、申請書等に記載

- ・福祉分野の給付
- ・年金の資格取得や給付
- ・医療保険の給付の請求
- ・雇用保険の資格取得や給付
- ・ハローワークの事務

など

税務関係の手続

◆各種届出書に記載

- ・確定申告書
- ・法定調書
- ・給与支払報告書
- ・その他税務署、都道府県、市町村に提出する申告書

など

災害対策

◆防災・災害対策に関する事務

- ・被災者台帳の作成事務

など

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を
住民票の住所へ送付開始

※確実に、マイナンバーをお届けするため、住民票の住所にアパート名、部屋番号等(方書)の登録をお願いします。

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、
情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、
情報連携を開始



民間事業者のみならずマイナンバーを取り扱います。

- 事業主は、従業員やその家族のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行います。
- マイナンバーの取り扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索

- 法人には1法人1つの法人番号(13桁)が通知されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません)

法人番号について詳しくはこちら

法人番号 国税庁

検索

- マイナンバー取得の際は、なりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行う必要があります。

マイナンバーについて詳しくは・・・



コールセンター

0570-20-0178

※有料

※ 9:30～17:30(土日祝を除く)

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索